第三章　孤独・孤立対策推進本部

（設置）

第二十条　内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十一条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

２　本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十二条　本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織する。

（孤独・孤立対策推進本部長）

第二十三条　本部の長は、孤独・孤立対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（孤独・孤立対策推進副本部長）

第二十四条　本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

２　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（孤独・孤立対策推進本部員）

第二十五条　本部に、孤独・孤立対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

２　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　総務大臣

二　法務大臣

三　文部科学大臣

四　厚生労働大臣

五　農林水産大臣

六　国土交通大臣

七　環境大臣

八　前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第二十六条　本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十七条　第二十条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　罰則

第二十八条　第十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第四条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十四　孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の五において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の三の次に次の二号を加える。

二十七の四　孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の五　前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

第四十条第三項の表民間資金等活用事業推進会議の項の次に次のように加える。

孤独・孤立対策推進本部	孤独・孤立対策推進法

内閣総理大臣　岸田　文雄

国立健康危機管理研究機構法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十六号

国立健康危機管理研究機構法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び理事会並びに職員（第七条―第十九条）
第三章　服務（第二十条―第二十二条）
第四章　業務
第一節　業務の範囲等（第二十三条―第二十六条）
第二節　中期目標等（第二十七条―第三十二条）